

2019年（令和元年）10月10日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

観光施設（指定管理者が管理を行う施設を除く。）の維持管理
に係るコンピュータ処理について（答申）

2019年（令和元年）9月24日付けで諮問（第988号）された観光施設（指定管理者が管理を行う施設を除く。）の維持管理に係るコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことについては、適当であると認められる。
- (2) 条件については、「3 審議会の判断理由」に述べるところによるものとする。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

本市では、国内外から多くの観光客が来訪しており、2018年（平成30年）には、年間観光客数約1,839万人以上となっている。

来年は、東京2020オリンピック競技大会のセーリング競技会場となっており、更なる観光客の増加が予想されることから、受入環境の整備が重要となっている。

こうした状況の中、国内外からの観光客を受け入れる基盤として、円滑な案内、誘導が重要であることから、観光客にとってわかりやすい観光案内サインの整備に取り組んでいる。

この整備に当たり、多様な資金調達を行うため、クラウドファンディングを実施することが歳入確保に有効であると判断し、当該事務の

効率的な実施に当たりコンピュータ処理を行うことから、条例第18条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理を行う事務

資金調達に関することのうち、クラウドファンディングにおける寄附申込及び寄附金受領、並びにインセンティブの注文及び実行

イ コンピュータ処理をする必要性

この処理については、現在主流となっているインターネットを通じた寄附の募集の一環としてクラウドファンディングを行うことで、効率的効果的に募集を図ることが可能となるため、コンピュータ処理を行うものである。

ウ コンピュータ処理をする個人情報の項目

(ア) 寄附者に係る情報

氏名、フリガナ、性別（任意項目）、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、自治体の広報誌などでの氏名の公開又は非公開の別

(イ) 支払方法

クレジットカード決済の場合は、氏名、クレジットカード番号、クレジットカード有効期限、セキュリティコード

(ウ) 寄附金額及び選択したインセンティブ

(エ) アンケート回答（任意項目）

(オ) ご意見等（任意項目）

エ 処理内容

本事業はクラウドファンディングを実施するものであり、これに係るコンピュータ処理は、業務受託者へ業務を委託するものである。寄附者は、業務受託者が作成する本市クラウドファンディング専用の寄附受付Webページにアクセスし、インセンティブを希望する場合は寄附金額に応じたインセンティブを選択し、インセンティブを希望しない場合は、その旨を選択した上で寄附金額を入力する。

寄附者は、利用規約に同意したうえで、当該寄附に必要な情報を入力する。

寄附者は、決済代行会社を通じ、業務受託者に対し寄附金を入金し、業務受託者は、収納した寄附金を本市へ納付する。

決済関連情報は、決済代行会社が取り扱う。業務受託者は、事務処理の時点のみ当該情報を保持するものとし、処理後は決済の有無

を決済代行会社より受領する(寄附者が業務受託者による決済情報の保持を希望する場合を除く。)

決済終了後、業務受託者は、市へ決済完了の旨を報告し、市はこれを受け、案内サイン整備工事受託者に対しインセンティブを反映するよう依頼する。

市は、業務受託者が作成した本市専用の寄附管理用Webページにアクセスし、寄附金の入金の際の件数、金額の管理に使用するため、委託業務終了後の対応があった場合に備え、5年間保管する。

なお、本事業における本市のコンピュータ処理は、観光シティプロモーション課のみが行う。

(3) 安全対策について

ア 藤沢市の安全対策について

次の事項について、条例、藤沢市情報セキュリティポリシー基本方針に基づき、対策を講じる。

(ア) 人的対策

本業務の管理責任者を定め、管理画面へアクセスできる者を限定するとともに、パスワードについては定期的に変更する。

(イ) 技術的対策

a 寄附者の情報データの保管については必要最小限とし、保管したデータについては、IT推進課が管理するネットワークドライブにパスワードを設定し保管する。

b 市Webページから業務受託者の作成する本市クラウドファンディング専用の寄附受付Webページへのリンクに当たっては、市Webサイトから外部サイトに遷移することを明示する。

(ウ) 物理的対策

a 業務遂行上又は管理上、紙に出力したデータは、施錠したキャビネットに保管する。

b 電子データについては、業務終了後、速やかにネットワークドライブから消去する。

イ 業務受託者の安全対策について

業務受託者は、プライバシーマーク又はISMS認証を取得していることを前提とする。

また、次の事項について、条例、業務委託契約、プライバシーポリシー、情報セキュリティ方針及び規約の規定に基づき対策を講じる。

(ア) 人的対策

a 業務受託者は、契約書の規定に基づき、業務責任者及び従事

者についての名簿を提出するとともに、必要に応じ、業務の履行状況に関して委託者への報告又は実地調査の受検に応じる。

- b 業務受託者が利用する個人情報については、項目、利用する者の範囲、利用目的等を取り決めるとともに、管理責任者についても明らかにする。
- c 業務受託者は、情報セキュリティ方針の規定に基づき、全従業員に対する教育を行うとともに、情報セキュリティに関する目的の設定、定期的なレビューにより、継続的に改善を実施し、維持することに努める。
- d 業務受託者が再委託を行う場合は、個人情報を保護するために必要な契約を締結の上、業務委託先のセキュリティレベルを審査し、委託後もセキュリティレベルが維持されるよう定期的に確認を行い、業務を適切に監督する。

(イ) 技術的対策

- a 通信は、回線上「SSL/TLS（暗号化通信）」で行う。クラウドファンディングの実施に当たっては、寄附受付Webページ、寄附管理用WebページともにユーザーID及び暗証番号による認証を行う。
- b 業務受託者は、情報資産を保護するため、アクセスコントロール及びシステム開発、運用の標準化等の技術的な措置を講じ、情報資産へのアクセスコントロールを徹底して行う。

(4) 処理開始日（予定）

2019年（令和元年）10月30日

(5) 添付書類

- ア 観光案内サイン クラウドファンディング
- イ 処理フロー図
- ウ 画面遷移（例）
- エ 業務委託契約書（案）、仕様書（案）
- オ 利用規約、プライバシーポリシー
- カ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」(1)のとおり判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、現在主流となっているインターネットを通じた寄附の募集の一環としてクラウドファンディングを行うことで、効率的効

果的に募集を図ることが可能となるため、コンピュータ処理を行う必要がある、としている。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性が認められる。

(2) 安全対策について

実施機関が「2 実施機関の説明要旨」(3)のア(ア)から(ウ)まで及びイ(ア)及び(イ)において示す安全対策は、次のとおりである。

ア 藤沢市の安全対策

(ア) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 ア(ア)

(イ) 利用後にデータを確実に消去するための措置 ア(ウ) b

(ウ) データ媒体の安全性を高めるための措置 ア(イ) a

(エ) 日常的な安全対策 ア(イ) b, ア(ウ) a

(オ) その他受託者の安全対策を高めるための措置 ア(ア)

イ 業務受託者の安全対策

(ア) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 イ(イ) a

(イ) ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置

イ(イ) a, イ(イ) b

(ウ) 実施機関が受託者の安全対策を確認できるようにするための措置 イ(ア) a

(エ) 再委託による情報漏えいを防ぐための措置 イ(ア) d

(オ) その他安全対策を高めるための措置 イ(ア) b, イ(ア) c

以上に加え、業務受託者は、プライバシーマーク又は ISMS 認証を取得していることを前提とし、条例、業務委託契約、プライバシーポリシー、情報セキュリティ方針及び規約の規定に基づき対策を講じる。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

(3) 条件

プライバシーポリシーの「個人情報の第三者への提供」の内容について、受託者と協議をし、市条例と整合を取ることにし、及び受託者が、契約に反し、第三者に業務を委託することのないよう、受託者に対し、業務委託契約の履行状況の報告を求め、調査を行うことについて留意することを条件とする。

なお、寄付受付Web ページで寄付者が選択する「性別」の項目に

について、必要性があるか検討することを要望する。

以 上